民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成22年7～9月	10～12月	23年1～3月	4～6月	平成23年5月	6月	7月	8月
Ⅰ 製造業計	13.2	−1.7	5.3	−0.2	−1.4	9.3	−5.2	13.7
1食品製造業	8.0	−7.2	6.0	1.9	18.1	−2.3	12.7	−26.7
2パルプ・紙・紙加工品	−22.0	−4.3	−25.0	55.9	0.5	26.1	−37.9	79.5
3化学工業	21.4	−11.8	31.5	−10.8	−8.3	36.0	−12.8	0.9
4石油製品・石炭製品	3.3	11.4	−4.6	−10.6	88.6	−30.8	−17.1	49.1
5鉄鋼業	27.2	−21.6	14.7	−9.2	−22.9	13.2	−14.5	1.4
6非鉄金属	29.4	−17.0	13.4	27.9	97.1	8.5	−56.9	67.7
7金属製品	6.2	−13.7	27.0	8.3	10.3	−2.6	1.5	−0.3
8一般機械	10.0	9.1	8.3	−13.3	−0.7	7.5	17.0	−12.5
9電気機械	2.2	3.6	16.1	1.3	−2.4	0.9	−15.0	29.5
10情報通信機械	18.8	28.4	−30.5	20.4	28.4	−30.2	−3.4	74.6
11自動車・同付属品	−5.6	17.7	2.4	−6.7	2.9	8.9	4.5	8.5
12造船業	23.2	10.4	61.1	−65.6	124.2	−22.7	95.2	−26.8
13その他輸送用機械	38.8	−18.0	20.7	−20.0	−45.4	47.4	46.8	−40.0
14精密機械	−3.3	1.9	9.6	38.2	31.5	28.2	−87.2	297.5
15「その他製造業」	−4.1	−5.7	15.2	17.1	−3.5	33.4	−47.0	33.6
Ⅱ 非製造業計	9.7	−0.4	0.6	4.0	16.7	26.8	−23.2	−9.4
16農林漁業	0.0	−4.6	6.0	12.9	12.7	−13.3	−5.5	3.4
17鉱業・採石業・砂利採取業	−10.2	32.8	3.1	13.1	68.2	8.6	−44.8	118.6
18建設業	20.4	−5.1	−0.3	27.3	41.5	−7.8	−28.2	31.4
19電力業	23.7	23.8	7.2	−7.7	140.7	15.3	−53.7	−4.5
20運輸業・郵便業	−3.7	−4.6	5.8	−15.2	−9.6	102.5	6.7	−33.9
21通信業	−4.4	3.6	−0.4	−1.7	−1.5	−0.6	9.6	10.5
22卸売業・小売業	7.3	−10.2	−3.5	−1.6	35.8	−19.2	−0.2	26.2
23金融業・保険業	7.3	2.5	−8.1	−6.7	−2.3	48.6	−35.7	35.8
24不動産業	39.4	−5.9	−11.0	−1.4	4.3	−27.4	95.3	8.0
25情報サービス業	−2.4	−8.1	6.9	13.9	−12.8	−4.8	26.3	−34.1
26リース業	−16.6	4.6	15.8	11.9	−7.4	16.9	0.4	−44.2
27「その他非製造業」	24.7	−22.6	1.6	29.4	−6.4	−2.3	−10.7	23.7

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。
2．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
3．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
4．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成23年10月13日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

横浜地方法務局長　神尾　　衞

記

氏名　杠　　隆志

所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会

登録番号　神奈川第1387号

事務所の所在地　神奈川県大和市中央７丁目９番30号

違反行為　本人確認義務違反等

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成23年７月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成23年10月21日

財務大臣　安住　　淳

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ピアニッシモ・ヴィヴ・メンソール	ＦＫ　20本ハードパック	日本	440円

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社穴吹コミュニティ
2．住所　香川県高松市中野町29番７号
3．代表者の氏名　豊田　耕三
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号四国財務局長（金商）第17号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年４月23日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて四国財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年10月21日

四国財務局長　阿曽　秀昭

迫川上流土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった定款変更については、平成23年９月30日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成23年10月21日

東北農政局長　佐藤　憲雄

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月21日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年10月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アキシノ　石本　昌子　兵庫県姫路市広畑区吾妻町２－22－４　国土交通大臣許可（般－22）第23858号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
建設業に関するすべての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注２）「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。